重要事項説明書

記入年月日	令和7年7月1日
記入者名	山村 栄子
所属•職名	ベストライフ越谷・管理者

※サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームについては、「「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について」の一部改正について(令和4年8月18日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡)」の別紙3の記載内容を合わせて記載して差し支えありません。その場合、以下の1から3まで及び6の内容については、別紙3の記載内容で説明されているものとみなし、欄自体を削除して差し支えありません。

1. 事業主体概要

7.7.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1						
種類	個人人法人	個人人法人				
1里块	※法人の場合, その	種類	株式会社			
名称	(ふりがな) かぶ	しきがいし	ゃべすとらいふさいたま			
石柳	株式	会社ベスト	ライフ埼玉			
主たる事務所の所在地	〒333-0811 埼玉県	川口市戸	塚三丁目3番10号			
	電話番号		048-290-5800			
連絡先	FAX番号		048-290-5805			
建 稍元	メールアドレス					
	ホームページアドレス	ζ				
小≠≠	氏名		菊地 勝己			
代表者	職名		代表取締役			
設立年月日	令和元年11月22日	令和元年11月22日				
主な実施事業	※別添1(別に実施する介護サービス一覧表)					

2. 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

(圧よいの似女)				
名称	(ふりがな) べすとらい	(ふりがな) べすとらいふこしがや		
石 你	ベストライン	ベストライフ越谷		
⊒C- / \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	₹343-0025			
所在地	埼玉県越谷市大沢2-13-4	0		
	最寄駅	東武スカイツリーライン『北越谷』駅		
主な利用交通手段	交通手段と所要時間	東武スカイツリーライン『北越谷』駅 東口 徒歩8分(約640m)		
	電話番号	048-970-8837		
本 级	FAX番号	048-970-8876		
連絡先	メールアドレス			
	ホームページアドレス	なし		
//× +m →/.	氏名	山村 栄子		
管理者	職名	管理者		
建物の竣工日		昭和 平成 1年 3月 23日		
有料老人	ホーム事業の開始日	平成 令和 2年 9月 1日		

(類型)【表示事項】

- ① 介護付(一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)
- 2 介護付(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合)
- 3 住宅型
- 4 健康型

1又は 2 に該当する 場合	介護保険事業者番号	1170804221
	指定した自治体名	越谷市
	事業所の指定日	令和 2年 9月 1日
	指定の更新日(直近)	令和 8年 8月 31日

3. 建物概要

. 建物慨安									
	敷地面積	1,372.1	19m²						
		1 事業	1 事業者が自ら所有する土地						
		② 事業	② 事業者が賃借する土地 普通賃 ・ 定期賃貸)						
I life			抵当権の有無 ① あり 2 なし						
土地	所有関係			① あり					
			契約期間 (借家契約:平成15年7月1日~令和5年6月30日)						
				2 なし					
			契約の自動更新	① あり	2 %	<u>ک</u> ا			
	74 古宝锤		全体		2,505.3	$32\mathrm{m}^2$			
	延床面積	うす	ち, 老人ホーム音	『分	2,505.3	$32\mathrm{m}^2$			
		① 耐火	火建築物						
	耐火構造	2 準而	大建築物						
		3 その	他()				
		① 鉄角	筋コンクリート造(地上4階	建)				
	構造		造						
建物	1件,坦	3 木造	3 木造						
		4 その	4 その他()						
		1 事業	1 事業者が自ら所有する建物						
		② 事業	② 事業者が賃借する建物 普通賃貸 ・ 定期賃貸)						
			抵当権の設定 ① あり 2 なし						
	所有関係		① <i>あ</i> り						
			契約期間 (平成15年7月1日~令和5年6月30日)						
			2 なし						
			契約の自動更新	① あり	2 7				
	① 全室個室(縁故者居室を含む)								
	居室区分	2 相部			ı				
	【表示事項】		最少	人			人部屋		
			最大				人部屋		
居室の状況		トイレ	浴室		積	戸数•室数	区分※		
, ii	タイプ1	有/無	有人無		$13.50\mathrm{m}^2$	75室	介護居室個室		
	タイプ2	有/無	有/無		m²				
	タイプ3	有/無	有/無	m²					
	タイプ4	有/無	有/無		m²				
	タイプ5 有/無 有/無								
※「一般居室個	国室」「一般居室相	部室」「介護居室	【個室」「介護居室	相部屋」	「一時介詞	護室」の別を記力			

	共用便所における便		うち男女別の対応が可能な便房 0ヶ				
	房	5ヶ所	うち車椅子等の対応が可能な便房 45				
	井田沙 壹	o. =r	個室 1				
	共用浴室	2ヶ所	大浴場 1/2				
			チェアー浴				
	共用浴室における介	1 1ヶ所	リフト浴	0ヶ所			
	護浴槽	1ケカ 	ストレッチャー浴	1ヶ所			
共用施設			その他()	0ヶ所			
	食堂		? L				
	入居者や家族が利用 できる調理設備	1 あり ② た	al.				
		1 あり(車椅子	対応)				
	エレベーター	② あり(ストレッ	ノチャー対応)				
		3 あり(上記1・2に該当しない)					
		4 なし					
	消火器	① あり 2 なし					
	自動火災報知設備	① あり 2 なし					
消防用設備等	火災通報設備	① あり 2 なし					
旧例加权佣号	スプリンクラー	① あり 2 た	2L				
	防火管理者	① あり 2 た	rl e				
	防災計画	① あり 2 なし					
	居室	便所	浴室	その他()			
緊急通報装置	① あり	① あり	① あり	1 あり			
等	2 一部あり	2 一部あり	2 一部あり	2 一部あり			
	3 なし	3 なし	3 なし	3 なし			
その他	※居室にテレビを設置と。	むた場合、入居者がNHKの放送受信契約について必要な手続きを行うこ					

4. サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	契約者または入居者の相互扶助によって介護付施設の低額利用を実現し、将来起こり得る事態に備えて契約者または入居者の相互で助け合い、不安のない老後生活を目的とします。
サービスの提供内容に関する特色	ご利用者の希望や心身の状態を鑑み、介護支援専門員 が作成したケアプランに基づきサービスを行います。
入浴、排せつ又は食事の介護	① 自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	1 自ら実施 ② 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	① 自ら実施 2 委託 3 なし
健康管理の供与	① 自ら実施 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし

Œ	施設入居者生活介護等	の提供を	:行	ってい	ない	場合は省略可能
	1 日外华土拉加佐	(I)	1	あり	2	なし
	入居継続支援加算	(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	11. YT 146.66 - L. 1. Y+ 146-L-178	(1)	1	あり	2	なし
	生活機能向上連携加算	(II)	1	あり	2	なし
	A TO T CII I has been I in bette	(I)	1	あり	2	なし
	ADL維持等加算	(Ⅱ)	1	あり	2	なし
	In the last the state of the st	(I)	1	あり	2	なし
	個別機能訓練加算	(II)	1	あり	2	なし
	大田子沙 4-5-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	(1)	1	あり	2	なし
	夜間看護体制加算	(II)	1	あり	2	なし
	若年性認知症入居者受	:入加算	1	あり	2	なし
	協力医療機関連携加	(I)	1	あり	2	なし
	算(※1)	(II)	1	あり	2	なし
	口腔衛生管理体制加算	(*2)	1	あり	2	なし
	口腔・栄養スクリーニング	が加算	1	あり	2	なし
	科学的介護推体制加算	i	1	あり	2	なし
	障害者等支援加算		1	あり	2	なし
	LIFEへの登録		1	あり	2	なし
	退院•退所時連携加算		1	あり	2	なし
	退居時情報提供加算		1	あり	2	なし
		(I)	1	あり	2	なし
	看取り介護加算	(II)	1	あり	2	なし
	認知症専門	(I)	1	あり	2	なし
7	ケア加算	(II)	1	あり	2	なし
	高齢者施設等感染対	(I)	1	あり	2	なし
,	策向上加算	(II)	1	あり	2	なし
	新興感染症等施設療養		1	あり	2	なし
	生産性向上推進体制	(I)	1	あり	2	なし
	加算	(II)	1	あり	2	なし
•		(I)	1	あり	2	なし
	サービス提供体制強	(II)	_	あり	2	なし
	化加算	(III)	1	あり	2	なし
		(I)	1	あり	2	なし
		(II)	(1)	あり	2	なし
		(III)	1	あり	2	なし
		(IV)	1	あり	2	なし
		(V)(1)	1	あり	2	なし
		(V)(2)	1	あり	2	なし
	介護職員等処遇改善 加算	(V)(3)	-	あり	(2)	なし
		(V)(4)	1	あり	2	なし
		(V)(5)	-	あり	2	なし
		(V)(6)		あり	2	なし
		(V)(7)	_	あり	2	なし
		(V)(8)	_	あり	2	なし
		(V)(9)		あり	2	なし
		(V)(10)		あり	2	なし
			_	あり	2	なし
		(V)(12)	_	あり	2	なし
		(V)(13)	_	あり	2	なし
		(V)(14)		あり		<i>t</i> al

(V)(14) 1 あり ② なし

特定施設入居者生活介護の加算の 対象となるサービスの体制の有無

※1「協力医療機関連携加算(I)」は、「相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合」に該当する場合を指し、「協力医療機関連携加算(I)」は、「協力医療機関連携加算(I)」以外に該当する場合を指す。

※2 「地域密着型特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合。

人員配置が手厚い介護サービスの 実施の有無	1 あり	(介護・看護職員の配置率) :1
	② なし	

(医療連携の内容)

(医療連携の内	14T/						
上上		① 救急車の手配					
医療支援		② 入退院の付添い					
※ 複数	選択可	③ 通院介助(協力医	療機関)				
7.12.39		④ その他(健康相)					
		名称 医療法人 協友会 越谷誠和病院					
	1	住所	埼玉県越谷市谷中町4-25-5				
		診療科目	内科、外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、 形成外科、皮膚科、リハビリテーション科、放射線科、 麻酔科				
		協力科目	同上				
協力医療機関		協力内容	入所者の病状の急変時等に おいて相談対応を行う体制を常 時確保	① あり 2 なし			
		加 刀內谷	診療の求めがあった場合に おいて診療を行う体制を常時 確保	① あり 2 なし			
	2	名称	医療法人社団 孝寿会 ゆずクリニック				
		住所	埼玉県川口市大字伊刈1543-6				
		診療科目	内科				
		協力科目	同上				
		協力内容	入所者の病状の急変時等に おいて相談対応を行う体制を常 時確保	① あり 2 なし			
		助力四谷	診療の求めがあった場合に おいて診療を行う体制を常時 確保	① あり 2 なし			
	1 あり						
新興感染症発 生時に連携す		医療機関の名称					
生時に連携する と る医療機関		医療機関の住所					
	② なし						
かずたい		名称	大袋歯科医院				
協力歯科 医療機関	1	住所	埼玉県越谷市袋山1503-30				
		協力内容	訪問歯科				

[※]協力医療機関は変更になる場合があります。

(入居後に居室を住み替える場合)

※住み替えを行っていない場合は省略可能

	こで 口へし しんのる	AL ME				
入居後に居室を住み替える 場合 ※複数選択可		1 一時介護室へ移る場合				
		② 介護居室へ移る場合				
	※ 假 級 選 択 円	③ その他(提携施設へ移る場合)				
判断基準の内容	容	② 介護居室へ移る場合 認知症等、特別な身体状況により、その居室にて介護が不可能になったと事業 者が判断した場合、当施設内で介護居室を移動していただく場合があります。 この場合、一定の観察期間を設け、医師の意見を聴いた上で、入居者及び身元 引受人、それぞれの同意を得て、住み替えていただきます。				
手続きの内容		② 介護居室へ移る場合 追加費用は発生しません。但し、入居者本人及び身元引受人からの申し出の場合、理由の如何に関わらず、入居されていた居室の解約手続きを行った上で、新たな居室の入居手続きを行う必要があります。この際、別途費用が発生します。				
追加的費用の	有無	① あり 2 なし				
居室利用権の	取扱い	居室利用権は新たに移動された居室で継続されます。				
前払金償却の	調整の有無	1 あり ② なし				
	面積の増減	1 あり ② なし				
	便所の変更	① あり 2 なし				
	浴室の変更	1 あり ② なし				
従前の居室と	洗面所の変更	① あり 2 なし				
の仕様の変更	台所の変更	1 あり ② なし				
	その他の変更	1 あり (変更内容)				
		② なし				
判断基準の内容	容	③ その他(提携施設へ移る場合) 入居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、居室が空いていれば可能です。また、認知症等、特別な身体状況により、適切な介護サービス提供のため、当社の運営する他施設へ移動していただくことがあります。この場合、一定の観察期間を設け、医師の意見を聴いた上で、入居者本人及び身元引受人、それぞれの同意を得て、住み替えていただきます。				
手続きの内容		③ その他(提携施設へ移る場合) 入居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、退去の手続きを行った上で、新たに移動先施設の入居手続きが必要です。この際、移動先施設の前払金が別途に必要となります。また、移動前施設の返還金の返還は退去手続きが完了した月の2ヶ月後の月末に返還されます。認知症等、特別な身体状況により、適切な介護サービス提供のため、当社の運営する他施設へ移動していただく場合、新たな前払金は発生しませんが月額利用料及び利用システム、サービス等は住み替え先のものが適用されます。				
追加的費用の	有無	① あり 2 なし				
居室利用権の取扱い		居室利用権は新たに移動された施設で発生し、当施設の居室利用権は 消滅します。				
前払金償却の調整の有無		1 あり ② なし				
	面積の増減 ① あり 2 なし					
	便所の変更	① あり 2 なし				
	浴室の変更	① あり 2 なし				
従前の居室と	洗面所の変更	① あり 2 なし				
の仕様の変更	台所の変更	① あり 2 なし				
	その他の変更	1 あり (変更内容)				
		② なし				
<u> </u>						

(入居に関する要件)

(入居に関する要件)	自立している者	① あり 2 なし
入居対象となる者	要支援の者	① あり 2 なし
【表示事項】	要文援の者要介護の者	① あり 2 なし ① あり 2 なし
	- 17 1 12 - 11	9 17 1
留意事項		爰、要介護の方。共同生活を円滑に過ごせる方。 但し医師により、他の入居者に感染する恐れが
	ないと診断された場合にはこの	
契約の解除の内容	(事約場一二三四 五 六七 2 一 三四 3 一二(入れ2 3 4 2)を特別場面に対している。近人下では「大きな」というの居将的場合では「大きな」というのという。人上契約用約のに知物居の信項、条約条合号除、確条加師定者は「大きな」とは「大きな」となり、には「大きな」とは「大きな」という。人上契約用約のは方因設受び又員関規業、「大きな」という。人上契約用約のは方因設定が、「大きな」を対しては「大きな」を対しては「大きな」を対しては「大きな」を対しては「大きな」を対しては「大きな」を対しては、「大きな」を対しては、「大きな」を対しては、「大きな」を対しては、「大きな」を対しては、「大きな」を対している。」をいる。「大きな」をいる。「大きな」をいる。「大きな」をいるいる。「大きな」をいるいる。「大きな」をいる。「大きな」をいる。「なり、これている。」をいる。「ないる」をいる。」をいるいる。「ないる」をいる。」をいるいる。「ないる」をいる。」をいる。」をいる。「ないるいる。」をいるいる。「ないる。」をいるいる。「ないる。」をいるいる。」をいる。「ないるないる。」をいる。」をいる。「ないる。」をいるいる。」をいる。「ないるないる。」をいる。」をいる。「ないるいる。」をいる。」をいるいる。」をいるいる。」を	※人居契約書第28条より たのいずれかに該当し、かつ、そのことが本契 維持することが社会通念上困難と認められる とがあります。 でで記載する等の不正手段により入居した時 にないを正当な理由なく、2ヶ月以上遅滞した時 にないを正当な理由なく、2ヶ月以上遅滞した時 には他の入居者又は事業者の役員及び職員の なばす恐れがあり、かつ時 の身体状況によるものであり、環境が整えば継続 ると判断できる場合がある 故意又は重大な過失により破損、滅失せしめた時 の入居者等に対するハラスメントにより、入居者等に対するハラスメントにより、入居者等に対するハラスメントにより。 入居者等に対するハラスメントにより。 の手続きによって契約を解除の場合 の手続きによって契約を解除する場合には、 で90日の予告期間をおく 支払いのいて90日の予告に介明の機会を設ける 別中に入居者や身元引受人等に弁明の機会を設ける 別中に入居者の移転先の、入居者といて契約を解除する 独古のととが出来ます。 によって契約を解除する 独古のいて90日の人等に弁明の機会を設ける 別中に入居者や身元引受人等と協議し、移転先 ので見受人等とは、事業者は前項 に対する場合には、事業者は前項 に対する場合には、事業者は前項 に対する場合には、事業者は前項 に対する場合には、事業者は前項 はためて対象を解除する場合には、事業者は前項 はためて対象を解除する場合には、事業者は前項 は、で契約を解除する場合には、事業者は前項 は、表表には事業 を知った日の翌日から起算して30日目を れたものと推定します。 に日)の2ヶ月後の月末に、事業者は前払金 す。 の退去に、申し出月の退去または申し出月 管理費、業務委託費は月の途中退去等
事本 > 14) > payer > 10 > 4 15 4	費、業務委託費をいただ 解約条項	入居契約書第28条
事業主体から解約を求める場合	解約予告期間	90日
	30日	1
体験入居の内容	① あり 1泊2日税別10, を限度とし、体験	400円(税込11,440円)。 3泊4日から7泊8日 入居契約を締結します。 介護保険は適用 食事費用含む(1日三食)
	75人	
その他	10/1	
57 V 27114	i	

5. 職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること(同一法人が運営する他の事業所の職員について は記載する必要はありません)。

(職種別の職員数)

	職員数(実人数)	常勤換算人数			
	合計	計常勤		市到投昇八数 ※1 ※2	
beta-org -lie		市	非常勤		
管理者	1	1		0.5	
生活相談員	2	1	1	1.0	
直接処遇職員	30	18	12	21.8	
介護職員	27	16	11	19.6	
看護職員	3	2	1	2.2	
機能訓練指導員	1			0.5	
計画作成担当者	1			0.5	
栄養士	業者業務委託				
調理員		未 年 未 伤 多	₹#L		
事務員		1		0.5	
その他職員					
1週間のうち、常勤の従	のうち, 常勤の従業者が勤務すべき時間数 **2 32時間				
		の勤務延べ時間数を当該			

^{※1} 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が 勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算 した人数をいう。

※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は, 記入不要

(資格を有している介護職員の人数)

August Strawers (Strawers)				
	合計			
		常勤	非常勤	
社会福祉士				
介護福祉士	8	4	4	
実務者研修の修了者	1		1	
初任者研修の修了者	8	7	1	
介護支援専門員				

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	1	1	
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間(19時 00分~ 翌7時 00分)					
	平均人数	最少時人数(休憩者等を除く)			
看護職員					
介護職員	2人	2人			

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の 利用者に対する看護・介護職 員の割合	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】		a b c d	1.5 : 1 $2.0 : 1$ $2.5 : 1$ $3.0 : 1$	以上 以上 以上 以上	
(一般型特定施設以外の 場合,本欄は省略可能)	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数:常勤換算職員数)					2.8:1
※ 広告, パンフレット等における	ペンフレット等における記載内容に合致するものを選択					
外部サービス利用型特定施設で	外郊サービス利田刑株完施設である					人
有料老人ホームの介護サービス提供 体制(外部サービス利用型特定施設		訪問介護事業所の名称				
		訪問看護事業所の名称				
以外の場合,本欄は省略可能)		通所介護事業所の名称				

(職員の状況)

		他の職	務との兼	務			① あり	2 %	2L		
管理者		業務に	係る資	① あり	① あり資格等の名称		介護福祉士				
		格等		2 なし	7			71,211			
		看護	職員	介護	職員	生活村	目談員	機能訓絲	東指導員	計画作用	成担当者
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年	間の採用者数			6	2						
前年度1年	間の退職者数			6							
じ業 た務 職に	1年未満			4	3						
員従 の 人し	1年以上 3年未満		1	3	2						
数た 経	3年以上 5年未満			1	1						
験 年 数	5年以上 10年未満	2		3	4			1			
に 応	10年以上			5	1	1	1			1	
従業者の健康	長診断の実施状況			① あり	2 %	こし					

6. 利用料金

(利用料金の支払い方法)

(13)13113277	34(7)(4)			
	<u></u>	① 利用権方式		
居住の権利形態 【表示事項】		2 建物賃貸借方式		
【		3 終身建物賃貸借方式		
		1 全額前払い方式		
		② 一部前払い・一部月払い方式		
利用料金の支持	ムい方式	3 月払い方式		
【表示事項】		4 選択方式 ※該当する方式を全て選択	 全額前払い方式 一部前払い・一部月払い方式 月払い方式 	
年齢に応じた金	全額設定	1 あり ② なし	•	
要介護状態に	芯じた金額設定	1 あり ② なし		
入院等による不	不時に	 減額なし 		
おける利用料金(月払い)の取扱い		2 日割り計算で減額		
		3 不在期間が 日以上の場合に限り,日割り計算で減額		
利用料金の	条件	人件費、物価の変動等に基づく		
改定	手続き	入居者及び身元引受人の意見を聴いて改定する		

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

		_		プラン1	プラン2				
ファイン 要介護度		要介護度	自立·要支援·要介護	自立·要支援·要介護					
八店有	居者の状況 年齢 7		年齢	概ね60歳以上	概ね60歳以上				
			床面積	$13.50\mathrm{m}^2$	$13.50\mathrm{m}^2$				
民会の	口(44)		便所	① 有 2 無	① 有 2 無				
居室の	八亿		浴室	1 有 ② 無	1 有 ② 無				
			台所	1 有 ② 無	1 有 ② 無				
3 P.m.	上っいま	お出口	前払金	30万円	120万円				
八店呀.	点で必要	とな質用	敷金	なし	なし				
口妬曲				税別150,000円	税別135,000円				
月領質	用の合詞	iT		税込156,400円	税込141,400円				
	家賃			75,000円(非課税)	60,000円(非課税)				
		特定施証	投入居者生活介護※1の費用	要介護度に応じて介護費用の1~3割を徴収する					
			企 典	税別55,000円	税別55,000円				
	サー	介	食費	税込59,400円	税込59,400円				
	ビ	程	然和	税別20,000円	税別20,000円				
	ス	護保険	険	険	険	険	管理費	税込22,000円	税込22,000円
	費用	外 ※	外 介護費用 なし	なし	なし				
	/13	2	光熱水費	専用居室内の光熱水費は別途実	費負担(個別メーターによる)				
			その他	なし	なし				

- ※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。
- ※2 有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない。)

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠	
家賃	当該施設の設備に要した費用、管理事務費、地代に相当する額等を基 礎として、近傍同種の受託家賃から算定	
敷金	なし	
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。 なし	
管理費	管理部門に関わる経費及び共用施設・設備の維持管理費	
食費	食材費及び業務委託費の一部として ※食費の消費税は、8%となります(軽減税率適用)。	
光熱水費	専用居室内の光熱水費は別途実費負担(個別メーターによる)	
利用者の個別的な選択によるサービス 利用料	別添2	
その他のサービス利用料	生活サポート費 月額税別20,000円(税込22,000円) (自立の方、要介護認定を受けていない方で希望される場合のみ) 生活サポートの主な内容:日用品の買物代行、居室の清掃、洗濯等 行事費 月額1,000円 使途:レクリエーション費用等 ヘルパーによる『特例院内介助』 30分 税別1,500円(税込1,650円) 夜間30分 税別2,500円(税込2,750円) ※上記、各費用は三月以内の契約解除の場合でも返還されません。	

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

※ 特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	要介護度に応じて介護費用の1~3割 を徴収する。
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合 の介護サービス(上乗せサービス)	
※介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領)※前払金を受領していない場合は省略可能

(別仏金の文庫	リ然則仏金を文頂していない場合は自略可能	
算定根拠		当社他施設及び近隣施設の前払金水準、立地条件、居室面積等を比較勘案し、前払金の価格設定
想定居住期間	(償却年月数)	5年(60ヶ月)
償却の開始日		入居日の翌日
想定居住期間 額(初期償却額	を超えて契約が継続する場合に備えて受領する	前払金の30%相当額
初期償却率		30%
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	入居日の翌日から起算して三月以内に契約解除の申し出があった場合(死亡退去を含む)、前払金から、(家賃等の月額を30で除した額)×(入居日から契約終了日までの日数)に相当する額を控除した額を返還します。又、既に受領済みの月額利用料は、入居日(前払金の入金日)から契約終了日(居室明け渡し日)までの利用解除とは、三月以内に契約解除手続きが完了し、居室を明け渡した場合となります。介護保険1~3割負担金額は利用日分の日割計算となります。退去による前払金の返還は、契約終了日(居室明け渡し日)の2ヶ月後の月末に返還とします。契約解除の申し出は、書面によるものとします。この場合の家賃等とは、賃料、管理費、食費とします。
	入居後3月を超えた契約終了	返還金=前払金×70%÷(想定居住期間の日数)×(想定居住期間一入居期間) ※想定居住期間は5年間の実日数とします(うるう年毎に1日加算します)。 ※退去による前払金の返還は、契約終了日(居室明け渡し日)の2ヶ月後の月末に返還とします。 ※契約を解除し退去した時点で返還金算定式により返還金が算定されます。
	1 連帯保証を行う銀行等の名称	
前払金の 保全先	② 信託契約を行う信託会社等の名称	(保全先)株式会社山田エスクロー信託 前払金保全措置は、株式会社ベストライフ埼玉 を委託者、株式会社山田エスクロー信託を受 託者、目的施設入居者を受益者とする信託保 全契約を締結しています。この信託契約によ り保全金額に相当する部分が保全されます。
	3 保証保険を行う保険会社の名称	
	4 全国有料老人ホーム協会	
ĺ	5 その他(名称:)	
İ	O C*/IE(/日//)・	

7. 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

사	男性	19人
性別	女性	52人
	65歳未満	3人
年齢別	65歳以上75歳未満	4人
干断力力	75歳以上85歳未満	16人
	85歳以上	48人
	自立	2人
	要支援1	6人
	要支援2	5人
一大米本 叫	要介護1	20人
要介護度別	要介護2	10人
	要介護3	7人
	要介護4	12人
	要介護5	9人
	6ヶ月未満	13人
	6ヶ月以上1年未満	6人
入居期間別	1年以上5年未満	40人
	5年以上10年未満	9人
	10年以上15年未満	1人
	15年以上	2人

(入居者の属性)

平均年齢	85.1歳
入居者数の合計	71人
入居率※	94.7%
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られ	た割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。

(前年度における退去者の状況)

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	H - V(DE)	
	自宅等	0人
退去先別の人数	社会福祉施設	3人
	医療機関	7人
	死亡者	11人
	その他	0人
		人
施設側の申し出 生前解約の状況	施設側の申し出	(解約事由の例)
		10人
	入居者側の申し出	(解約事由の例)
		長期入院のため

8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

窓口の名称		ベストライフ越谷 管理者
電話番号		048-970-8837
_	平日	9:00~18:00
	土曜	9:00~18:00
	日曜•祝日	9:00~18:00
定休日		なし

窓口の名称		株式会社ベストライフ埼玉
電話番号		048-290-5800
	平日	9:00~18:00
	Een 1	
対応している時間	土曜	
対応している時間	日曜・祝日	

窓口の名称		株式会社ベストライフ 生活相談室
電話番号		03-5908-2020
	平日	9:30~18:30
対応している時間	土曜	
	日曜•祝日	
定休日		土曜、日曜、祝祭日

窓口の名称		埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係
電話番号		048-824-2568(苦情相談専用)
	平日	8:30~12:00, 13:00~17:00
対応している時間	土曜	
	日曜•祝日	
定休日		土曜、日曜、祝祭日、12/29~1/3

窓口の名称		越谷市役所 地域共生部 介護保険課
電話番号		048-963-9169、9305(直通)
	平日	8:30~17:15
対応している時間	土曜	
対応している時間	土曜 日曜・祝日	

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	 あり 	(その内容) 施設職員の過失による事故の損害賠償 てん補限度額2億円	
	2 なし		
介護サービスの提供により賠償すべき事故が 発生したときの対応	① あり	(その内容) 施設職員の過失により事故が発生し、入居者の生命、身体、財産に損害が発生した場合には損害保険などの手配を行い誠実に対応します。但し天災などの不可抗力は除きます。	
	2 なし		
事故対応及びその予防のための指針	① あり 2 なし		

(利用者等の意見を把握する体制,第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査, 意見箱	 あり 	実施日	令和2年9月1日
等利用者の意見等を把握する		結果の開示	1 あり ② なし
取組の状況	2 なし		
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

9. 入居希望者への事前の情報開示

	1 入居希望者に公開
入居契約書の雛形	② 入居希望者に交付
	3 公開していない
	1 入居希望者に公開
管理規程	② 入居希望者に交付
	3 公開していない
	① 入居希望者に公開
事業収支計画書	2 入居希望者に交付
	3 公開していない
	① 入居希望者に公開
財務諸表の要旨	2 入居希望者に交付
	3 公開していない
	① 入居希望者に公開
財務諸表の原本	2 入居希望者に交付
	3 公開していない

10. その他

. その他	① あり	(開催頻度)年 2 回	
	① めり 2 なし	(用惟殃及)午 2 凹	
運営懇談会	1 代替措置あり	(内容)	
	2 代替措置なし	<u> </u>	
高齢者虐待防止のための	虐待防止対策検討委員会の定期的な開	催 ① あり 2 なし	
	指針の整備	① by 2 to 1	
同師有信付例立りためり 取組の状況	定期的な研修の実施	① あり 2 なし	
	担当者の配置	① あり 2 なし	
	身体的拘束等適正化検討委員会の開催	9 11	
	指針の整備	① あり 2 なし	
	定期的な研修の実施	① あり 2 なし	
身体的拘束等の適正化のため の取組の状況	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束 行為(身体的拘束等)を行うこと		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	身体的拘束等を行う場合 様及び時間、入居者のり びに緊急やむを得ない場 理由の記録	大況並 ① たり 2 た	
	2 なし		
	感染症に関する業務継続計画	① あり 2 なし	
	災害に関する業務継続計画	① あり 2 なし	
業務継続計画の策定状況等	職員に対する周知の実施	① あり 2 なし	
スペックスルビルグには「 Ed v > フトルニ・ルベンロ・パ	定期的な研修の実施	① あり 2 なし	
	定期的な訓練の実施	① あり 2 なし	
	定期的な業務継続計画の見直し	① あり 2 なし	
提携ホームへの移行 【表示事項】	① あり(提携ホーム名:株式会社ベスト 入居者の都合により、当社の運営する他が空いていれば可能です。但し、退去の設の入居契約手続きが必要です。この際なります。また、移動前の施設の返還金に月末に返還されます。認知症等、特別な供のため、当社の運営する他施設へ移動一定の観察期間を設け、医師の意見を取れぞれの同意を得て、住み替えていただませんが、月額利用料及び利用システム用されます。 2 なし	施設への移動を希望される場合、居室手続きを行った上で、新たに移動先施 手続きを行った上で、新たに移動先施 、移動先施設の前払金が別途に必要と は退去手続きが完了した月の2ヶ月後の 身体状況により、適切な介護サービス提 助していただくことがあります。この場合、 さいた上で、入居者及び身元引受人、そ きます。この際、新たな前払金は発生し	
有料老人ホーム設置時の老人	① あり 2 なし		
福祉法第29条第1項に規定す る届出	3 サービス付き高齢者向け住宅の登録。 定確保に関する法律第23条の規定により		
高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	1 あり ② なし		
有料老人ホーム設置運営指導 指針「5.規模及び構造設備」に 合致しない事項	① あり 2 なし		
合致しない事項がある 場合の内容	越谷市指針 5(9)ア(ア)壁芯13.5㎡、同才((ア)・(イ)芯1.7m(中廊下)	
「6.既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	① 適合している(代替措置)		
	2 適合している(将来の改善計画)3 適合していない		
有料老人ホーム設置運営指導 指針の不適合事項	「11 利用料等」		
不適合事項がある場 合の内容	想定居住期間を超えて契約が継続する場 返還を行いません。	場合に備えて受領する額については、	

添付書類:	別添1(別に実施する介護サービス一覧表)
	別添2(個別選択による介護サービスの一覧表)
	月額利用料表

*	様				
	説明年月日	令和	年	月	Ħ
	説明者署名				

※ 契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別添1 事業主体が埼玉県内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類			併設・		事業所の名称	所在地
(居宅サービス>						
訪問介護	あり	なし	併設・		ベストライフ東松山Ⅱ訪問介護事業所	東松山市箭弓町1-3-3
		<i>'</i> 4 <i>C</i>	DIEX	19年1女	ベストライフ川越訪問介護事業所	川越市的場北1-11-1
訪問入浴介護	あり	なし	併設·	隣接		
訪問看護	あり	なり	併設·	隣接		
訪問リハビリテーション	あり	To D	併設・	隣接		
居宅療養管理指導	あり	なり	併設·	隣接		
通所介護	あり	(t)	併設・	隣接		
通所リハビリテーション	あり	tel)	併設·			
短期入所生活介護	あり	tel)	併設・			
短期入所療養介護	あり	なり	併設·	隣接		
						さいたま市中央区鈴谷5-2-5
					ベストライフ川口東	
					ベストライフ南浦和	さいたま市南区南浦和2-10-3
					ベストライフ大宮	さいたま市大宮区上小町115
					ベストライフ越谷	越谷市大沢2-13-40
					ベストライフ与野	さいたま市中央区上落合8-10-1
					ベストライフ三郷中央	三郷市中央1-26-2
					ベストライフ草加	草加市新善町253
					ベストライフふじみ野	富士見市上沢1-19-15
					ベストライフ東大宮	さいたま市見沼区東大宮6-9-
<i>바 스-바</i>	あり	2.1		1 7 1/4 1/2	ベストライフ入間	入間市大字仏子910-12
			/)		ベストライフ久喜	久喜市桜田1-3-4
特定施設入居者生活介護	& Y)	なし	併設・	解佞	ベストライフ東松山	比企郡滑川町月の輪3-11-2
					ベストライフ大宮北	さいたま市北区吉野町1-45-1
					ベストライフ飯能	飯能市大字双柳1192-1
					ベストライフ戸田	戸田市大字新曽393
					ベストライフ北本	北本市東間4-13
					ベストライフ東川口	川口市戸塚3-3-10
					ベストライフ上福岡	ふじみ野市鶴ヶ岡3-19-77
					ベストライフ羽生	羽生市西4-12-1
					ベストライフ鶴ヶ島	鶴ヶ島市大字藤金901-4
					ベストライフ武蔵藤沢	
						狭山市入間川1-23-10
					ベストライフ行田	
福祉用具貸与	あり	Je D	併設・	隣接		
特定福祉用具販売	あり	tel)	併設·	隣接		
〔地域密着型サービス>	-	-	-		-	•
定期巡回•随時対応型訪問介護看護	あり	teD	併設・	隣接		
夜間対応型訪問介護	あり	JED)	併設·	隣接		
地域密着型通所介護	あり	Tel)	併設·	隣接		
認知症対応型通所介護	あり	Tel)	併設·	隣接		
小規模多機能型居宅介護	あり	tel)	併設·	隣接		
認知症対応型共同生活介護	あり	Je D	併設·			
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	Je D	併設·			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	te D	併設・			
看護小規模多機能型居宅介護	あり	\$21)	併設・			
	あり	たし			ベストライフ川越居宅介護支援事業所	川越市的場北1-11-1

介護サービスの種類			併設・の状		事業所の名称	所在地
<居宅介護予防サービス>						
介護予防訪問入浴介護	あり	Tr D	併設・	隣接		
介護予防訪問看護	あり	Tr D	併設・	隣接		
介護予防訪問リハビリテーション	あり	TI D	併設・	隣接		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし	併設・	隣接		
介護予防通所リハビリテーション	あり	Tì D	併設・	隣接		
介護予防短期入所生活介護	あり	なり	併設・	隣接		
介護予防短期入所療養介護	あり	(Z)	併設・	隣接		
					ベストライフさいたま	さいたま市中央区鈴谷5-2-5
					ベストライフ川口東	川口市原町9-15
					ベストライフ南浦和	さいたま市南区南浦和2-10-3
					ベストライフ大宮	さいたま市大宮区上小町1151-1
					ベストライフ越谷	越谷市大沢2-13-40
					ベストライフ与野	さいたま市中央区上落合8-10-13
					ベストライフ三郷中央	三郷市中央1-26-2
					ベストライフ草加	草加市新善町253
					ベストライフふじみ野	富士見市上沢1-19-15
					ベストライフ東大宮	さいたま市見沼区東大宮6-9-2
					ベストライフ入間	入間市大字仏子910-12
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・	隣接	ベストライフ東松山	比企郡滑川町月の輪3-11-2
					ベストライフ大宮北	さいたま市北区吉野町1-45-10
					ベストライフ飯能	飯能市大字双柳1192-1
					ベストライフ戸田	戸田市大字新曽393
					ベストライフ北本	北本市東間4-13
					ベストライフ東川口	川口市戸塚3-3-10
					ベストライフ上福岡	ふじみ野市鶴ヶ岡3-19-77
					ベストライフ羽生	羽生市西4-12-1
					ベストライフ鶴ヶ島	鶴ヶ島市大字藤金901-4
					ベストライフ武蔵藤沢	入間市東町6-6-1
						狭山市入間川1-23-10
					ベストライフ行田	
介護予防福祉用具貸与	あり	₹ <u>1</u>	併設・	隣接		
特定介護予防福祉用具販売	あり	(tr)	併設・	隣接		
<地域密着型介護予防サービス>		1				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし	併設・	隣接		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	(t)	併設・	隣接		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	\$1	併設・	隣接		
介護予防支援	あり	(Z)	併設·	隣接		
<介護保険施設>					·	
介護老人福祉施設	あり	(F)	併設・	隣接	_	
介護老人保健施設	あり	(t)	併設・	隣接		
介護療養型医療施設	あり	(t)	併設・	隣接		
介護医療院	あり	(F)	併設・	隣接		
<介護予防・日常生活支援総合事	業>					
訪問型サービス	あり	なし	併設・	迷坛	ベストライフ東松山Ⅱ訪問介護事業所	東松山市箭弓町1-3-3
	ردي	んし	NI IX	沙平汀女	ベストライフ川越訪問介護事業所	川越市的場北1-11-1
通所型サービス	あり	\$1)	併設・	隣接		
その他の生活支援サービス	あり	(4)	併設・	隣接		

別添2

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護(地域密着	, 宇定施設入居者生活介護(地域密着型・介護予防を含む)の指定の有無									
	特定施設入	居者生活介	個別の利用	料で、実施゛	するサービス	ζ				
	護費で、実施ス(利用者一	色するサービ	(利用者が	全額負担)	包含※2	都度※2	料金※3	備	考	
介護サービス										
食事介助	あり	なし	あり	(tz)						
排泄介助・おむつ交換	あり	なし	あり	(\$) (\$)						
おむつ代			あり	なし		0	実費			
入浴(一般浴)介助・清拭	(b)	なし	あり	(tx) (tx) (tx)						
特浴介助	(5) (5)	なし	あり	(t)						
身辺介助(移動・着替え等)	(B)	なし	あり	(Z)						
機能訓練	あり	なし	あり	(Z)						
通院介助(協力医療機関)	(5)	なし	あり	なし	0				いる方は特定施設入 自立の方は月額利用	
通院介助(上記以外)	あり	(7x)	あり	なし		0	実費			
口腔衛生管理	あり	なし	あり	(Z)						
生活サービス										
居室清掃	5 0	なし	\$	なし		0			認定を受けていない	
リネン交換	5 0	なし	50	なし		\circ		1 (合は、生活サポート 月(税込22,000円)を	
日常の洗濯	50	なし	(\$b)	なし		0		」頂きます。	月 (祝込22,000円)を	
居室配膳・下膳	5 9	なし	5 9	なし	0				いる方は特定施設入 自立の方は月額利用	
入居者の嗜好に応じた特別な食事			あり	なし	0					
おやつ			あり	(Z)						
理美容師による理美容サービス			(b)	なし		0	実費			
買い物代行(通常の利用区域)	5 0	なし	5	なし		0		が希望される場合は	にを受けていない方、生活サポート費税別 22,000円)を頂きます。	
買い物代行(上記以外)	あり	73 D	あり	(7x)						
役所手続き代行	あり	なり	あり	なり						
金銭・貯金管理			あり	(7x)						

	特定施設入 護費で、実施 ス(利用者一	色するサービ	個別の利用 (利用者が		するサービス 包含※2	都度※2	料金※3	備考
健康管理サービス								
定期健康診断			あり	なし		0	実費	
健康相談	あり	なし	あり	なし	0			
生活指導・栄養指導	あり	なし	あり	なし	0			
服薬支援	あり	なし	あり	(t)				
生活リズムの記録(排便・睡眠等)	あり	なし	あり	(72)				
入退院時・入院中のサービス								
移送サービス	あり	なし	あり	なし	0	0		
入退院時の同行(協力医療機関	(あり	なし	(5)	なし	0			要介護認定を受けている方は特定施設入 居者生活介護費で、自立の方は月額利 用料にて対応
入退院時の同行(上記以外)	あり	72	あり	なし		0	実費	
入院中の洗濯物交換・買い物	あり	73	あり	(Z)				
入院中の見舞い訪問	あり	(\$)	あり	なし	0			

^{※1:}利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1~3割の利用者負担)。

^{※2:「}あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に〇を記入する。

^{※3:}都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

月額利用料表

① 通常、お支払い頂く月額利用料は下記の通りです。

プラン a (単位:月)

要介護認定等	賃料	管理費	食 費 (30日の場合)	合 計 (30日の場合)	介護保険1~3割負担金額
自立~要介護 5	75,000 円	20,000 円 消費税別	55,000 円 消費税別	150,000 円 消費税別	要介護認定に応じ、別途、
日立"安月段)	(非課税)	22,000 円 消費税込	59,400 円 消費税込	156,400 円 消費税込	費用が発生します。

プラン b (単位:月)

要介護認定等	賃料	管理費	食 費 (30日の場合)	合 計 (30日の場合)	介護保険1~3割負担金額
自立~要介護 5	60,000 円	20,000 円 消費税別	55,000 円 消費税別	135,000 円 消費税別	要介護認定に応じ、別途、
日立一女儿设う	(非課税)	22,000 円 消費税込	59,400 円 消費税込	141,400 円 消費税込	費用が発生します。

※一人当たりの食費内訳(30日計算)

項目	業務委託費	食材費 (1日3食)	合 計 (30日の場合)
金額	31,000 円	800 円	55,000 円
	消費税別	消費税別	消費税別
並似	33,480 円	864 円	59,400 円
	消費税込	消費税込	消費税込

- ※食費の消費税は、8%となります(軽減税率適用)。
- ※業務委託費は欠食の有無に関わらず、月額税別31,000円(税込33,480円)となります。
- ※食材費は1日三食税別800円(税込864円)となります。税別800円(税込864円)×喫食日数を当月分の食材費として頂戴します。
- ※1日三食ともお召し上がりにならない場合に限り1日分の食材費は発生致しません。
- ※食事を召し上がらない場合は2日前までに事務員に申し出て下さい。

② その他

- ※自立の方、要介護認定を受けていない方で生活サポート(買物代行、居室清掃、洗濯等)を希望される場合、別途月額税別20,000円(税込22,000円)で生活サポートをさせていただきます。
 - 尚、1ヶ月間(1日~31日迄の1ヶ月単位)生活サポートをご利用にならなかった場合、生活サポート費はいただきません。それ以外の場合にはご利用になった日数・回数に関係なく1ヶ月分の生活サポート費をいただきます。
- ※賃料、管理費、食費は入居日より発生し、入居日起算の日割計算となります。但し、契約完了月の入居に 限り利用日起算の日割計算となります。
- ※消費税は、管理費、食費、生活サポート費に課税されます。
- ※介護保険1~3割負担金額、医療費、電気水道代、電話設置費用、電話代、日用品、おむつ等の介護用品の費用は別途負担となります。
- ※介護保険1~3割負担金額は1ヶ月30日としての計算例です。
- ※「ベストライフ越谷」は越谷市指定介護保険特定施設です。介護保険1~3割負担金額は下記の通りです。

(参考) (単位:円)

要介護認定	介護保険(総額)	介護保険負担金額(30日計算)				
安月段恥足	(30日計算)	1割負担	2割負担	3割負担		
要支援 1	56,382	5,639	11,277	16,915		
要支援 2	96,435	9,644	19,287	28,931		
要介護 1	166,990	16,699	33,398	50,097		
要介護 2	187,632	18,764	37,527	56,290		
要介護 3	209,199	20,920	41,840	62,760		
要介護 4	229,226	22,923	45,846	68,768		
要介護 5	250,485	25,049	50,097	75,146		

※人件費、物価の変動等に基づき、入居者及び身元引受人の意見を聴いて改定します。

※レクリエーション費等として、行事費をいただきます。(月額1,000円)